

小・中学校施設整備等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小学校及び中学校（以下「学校」という。）の校舎の新築及び増築に関する事項等を部間の総合調整を図った上で検討することにより、計画的かつ効率的に推進するため、小・中学校施設整備等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 学校の校舎等の新築及び増築に関する事項
- (2) 学校敷地内への他施設の整備に関する事項
- (3) その他前2号に関連する事項で、教育長が必要があると認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育次長、管理部長、学校教育部長、教育総務課長及び施設課長
- (2) 検討事案を提出する課長等
- (3) 教育長が指名する者

2 委員会に委員長を置き、教育次長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を総括し、これを代表する。

(委員会の開催等)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会を開催し、議長となり、議事を整理する。

2 委員長は、必要に応じ関係者の出席及び意見を求めることができる。

3 委員が委員会に出席できない場合、代理者を出席させることができる。

(報告)

第5条 委員長は、委員会を開催した場合、適宜、教育長にその経過を報告し、指示等を受けるものとする。

(作業部会の設置等)

第6条 委員会は、第2条に規定する事項において、必要があると認めるときは、作業部会を設置することができる。

2 作業部会の構成等は、委員会で定める。

3 作業部会は、委員会の運営を円滑に行うため、必要な事項を調査し、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会の庶務は、教育総務課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月12日から施行する。

(教室不足問題検討会議設置要綱の廃止)

2 教室不足問題検討会議設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。